

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案
 ○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 放射性同位元素等の定義（第一条・第二条）</p> <p>第二章 許可の申請及び届出（第三条―第十条）</p> <p>第三章 放射性同位元素装備機器の設計の認証等（第十一条―第二十条の四）</p> <p>第四章 登録認証機関等（第二十一条―第二十九条）</p> <p>第五章 雑則（第三十条・第三十一条）</p> <p>第六章 外国船舶に係る担保金等の提供による積放等（第三十二条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>（放射性同位元素）</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（<u>第二十条の三</u>第二号及び<u>第二十条の四</u>第一号を除き、以下「法」という。）<u>第二条</u>第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに原子力規制委員会が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（許可届出使用者等とみなす許可取消使用者等）</p> <p>第二十条の二 法第二十八条第七項の規定による法第十六条から第十九条の二まで、第二十四条、第二十五条の二第一項から第三項</p>	<p>目次</p> <p>第一章 放射性同位元素等の定義（第一条・第二条）</p> <p>第二章 許可の申請及び届出（第三条―第十条）</p> <p>第三章 放射性同位元素装備機器の設計の認証等（第十一条―<u>第二十条の三</u>）</p> <p>第四章 登録認証機関等（第二十一条―第二十九条）</p> <p>第五章 雑則（第三十条・第三十一条）</p> <p>第六章 外国船舶に係る担保金等の提供による積放等（第三十二条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>（放射性同位元素）</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（<u>第二十条の三</u>第一号を除き、以下「法」という。）<u>第二条</u>第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに原子力規制委員会が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（許可届出使用者等とみなす許可取消使用者等）</p> <p>第二十条の二 法第二十八条第七項の規定による法第十六条から第十九条の二まで、第二十四条、第二十五条の二第一項から第三項</p>

まで、第二十七条第三項、第二十九条第八号、第三十条第九号及び第十号、第三十条の二、第三十一条の二から第三十三条の三までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とみなす。

- 一 (略)
- 二 許可取消使用者等であつて従前の表示付認証機器届出使用者に係るもの 表示付認証機器届出使用者（法第二十四条及び第三十一条の二から第三十三条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する場合にあつては、表示付認証機器使用者）
- 三 五 (略)

（廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素等を核燃料物質等とみなして適用する法令）

第二十條の三 法第三十三條の二に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）
- 二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- 三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十四号）
- 四 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）
- 五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）

（濃度確認を受けた物を放射性汚染物でないものとして取り扱う法令）

第二十條の四 法第三十三條の三第三項に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。

まで、第二十七条第三項、第二十九条第八号、第三十条第九号及び第十号、第三十条の二、第三十二条から第三十三条の二まで、第四十二条、第四十三条の二並びに別表第六から別表第八までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とみなす。

- 一 (略)
- 二 許可取消使用者等であつて従前の表示付認証機器届出使用者に係るもの 表示付認証機器届出使用者（法第二十四条、第三十二条及び第三十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する場合にあつては、表示付認証機器使用者）
- 三 五 (略)

（新設）

（濃度確認を受けた物を放射性汚染物でないものとして取り扱う法令）

第二十條の三 法第三十三條の二第三項に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。

一〇十一 (略)
 十二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

(登録濃度確認機関の登録等に関する読替え)
 第二十六条の二 法第四十一条の二十六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第四十一条第二項、 第四十一条の二第一 項並びに第四十一条 の十四第一項及び第 二項	第十二条の二第一項	第三十三条の三 第一項

(手数料)
 第三十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一〇九 (略) 十 法第三十三条の三第一項の濃度確認を受けようとする者	(略) 五十一万五千 九百円(法第 三十三条の三 第一項の濃度 確認を受けよ うとする物の 重量が二十ト ンを超える場 合にあつては 、五十一万五 千九百円に二

一〇十一 (略)
 十二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)

(登録濃度確認機関の登録等に関する読替え)
 第二十六条の二 法第四十一条の二十六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第四十一条第二項、 第四十一条の二第一 項並びに第四十一条 の十四第一項及び第 二項	第十二条の二第一項	第三十三条の二 第一項

(手数料)
 第三十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一〇九 (略) 十 法第三十三条の二第一項の濃度確認を受けようとする者	(略) 五十一万五千 九百円(法第 三十三条の二 第一項の濃度 確認を受けよ うとする物の 重量が二十ト ンを超える場 合にあつては 、五十一万五 千九百円に二

2

(略)

十一 法第三十三條の三第二項の認可を受け
ようとする者
十二〜十九 (略)

(略) 十トン又は二
十トンに満た
ない端数を増
すごとに五万
七千百円を加
えた額
(略)

2

(略)

十一 法第三十三條の二第二項の認可を受け
ようとする者
十二〜十九 (略)

(略) 十トン又は二
十トンに満た
ない端数を増
すごとに五万
七千百円を加
えた額
(略)